

名古屋家庭裁判所委員会(第4回)議事概要

1 日時

平成17年5月20日(金)午後1時30分から午後4時まで

2 場所

名古屋家庭裁判所大会議室(7階)

3 出席者

(委員) ○委員長

川本委員, 鈴木委員, 武井委員, 山本委員, 横井委員, 若松委員, 村松委員, 庄地委員, ○福田委員, 徳永委員(山本委員は途中退席)

(事務担当者)

大久保裁判官, 三木事務局長, 石井首席家庭裁判所調査官, 伏見家事首席書記官, 坂井少年首席書記官, 青木総務課長, 坂本家事訟廷管理官, 神谷総務課課長補佐, 徳田総務課庶務係長

4 議事

(1) 開会

(2) 所長あいさつ

(3) 委員名簿変更等連絡

(4) 「名古屋家庭裁判所における広報活動について」を三木事務局長から, 「親子で学ぶ少年審判について補足説明」を大久保裁判官からそれぞれ説明

(5) 意見交換

テーマ「家庭裁判所の広報活動について」の意見交換を行った。

発言要旨は, 別紙のとおり

(6) 閉会

(別紙)

(委員)

- ・ 「親子で学ぶ少年審判」という模擬少年審判を、今回、明和高校生が行ったということだが、このような模擬審判を行うことによって、同年代の人々が同じようなコンセンサスを得ることは非常に大切である。今後の裁判員制度に向けてということにも関係するが、普段からこのような裁判の仕組みに慣れておく必要がある。家庭裁判所のみで行うのではなく、教育機関に働きかけ、中・高校生に必ず模擬審判のようなビデオを見せる等、授業に組み入れることが必要ではないか。高校では、社会科の講義等に取り入れることが可能だと思うし、義務教育の小・中学校でも可能ではないかと思う。義務教育のうちに小学校高学年で一度、中学校でもう一度行えば、定着してゆくのではないか。日本の国民全体が知っているということが大切なので、是非、家庭裁判所としても働きかけていただきたい。

(委員)

- ・ 広報活動を行うときは、目的があると思うが、家庭裁判所としては、家庭裁判所の制度を知ってもらうことで、何を期待して広報活動を行っているのか。

(委員)

- ・ 家庭裁判所の広報としては、二つの目的があると思う。一つは、成年後見説明会のような、制度を利用したい人に対する情報の提供である。もう一つは、親子で学ぶ少年審判のような、審判の経験を通じて法律的なものの考え方を知ってもらうことである。これは裁判員制度等で自分が裁判員になったときの参考になるのではないか。

(委員)

- ・ 家庭裁判所の目的はよく分かった。しかし、ニーズの掘り起こしということであれば、もう少しマスコミを通じてPRすればよいのかもしれない。

(委員)

- ・ 成年後見制度について該当すると思われる人の殆どは、この制度を知らない。60、70歳になって新たな制度を理解することは難しい。国民の一人として知っておくべき制度等は、若いうちに学習しておく必要がある。新聞やテレビ等で報道されるが、それらを見る人はそれ程多くはないので、

学校の授業に取り入れるのがよい。

(委員)

- ・ 先日、NHKテレビで成年後見制度について放送を行っていた。これなどを見ているだけでも、大変分かりやすく有効な方法であると思う。

(委員長)

- ・ 成年後見制度は、時折、報道等に取り上げられているが、名古屋家庭裁判所で一番広報効果があったのは、成年後見説明会であった。これは後見センターの書記官、家庭裁判所調査官と一緒に説明を行ったことがよかった。実際に相談に訪れた人の中には、福祉関係、銀行関係等の機関の人が多く、そういう人達に来てもらって説明を行うと効果は大きいと実感した。

(委員)

- ・ 現在のマスコミは、非常にセンセーショナルな表現を使うこともあるので、広報の方法としてマスコミを利用する場合にはそうした点も念頭に置くべきである。また、親子で学ぶ少年審判を見ても、非常に親しみやすい雰囲気の中で行っているが、これを見た少年等が、少年審判というのはこんな感じなのかと安易に考えてしまうおそれがある。広報に関しては、主催者側の意図と逆効果の場合もあるので、慎重に行わなければいけないと思う。

(委員)

- ・ 検察庁は、現在、裁判員制度の広報活動に力を入れているところである。検察庁では、裁判員制度の前にも被害者支援制度の広報活動を行った。
- ・ 広報活動を行う際には、目的がどのようなものであるかによって、具体的な方策も変わってくる。国民に家庭裁判所のイメージや理解を深めてもらうため、積極的にマスコミに報道してもらう場合には、マスコミ側に家庭裁判所を正確に理解してもらう必要があるが、家庭裁判所に対する正しい理解をしてもらうために、例えば、マスコミとの定例の意見交換というものも検討する必要があるのではないか。それから、家庭裁判所を利用してもらうという観点から、説明会を行うというのは非常に良い。他には、広報活動を地方裁判所等とタイアップして行うということはどうか。

(委員長)

- ・ 名古屋家庭裁判所の庁舎見学について、見学者数等の現状はどうなっているか。

いるか。

(説明者)

- ・ 名古屋家庭裁判所における庁舎見学者は、年間約600人程度である。平成16年の見学者は636人であった。見学の際には、家庭裁判所の手続は、主に非公開手続のため、実際の手続を見せることができず、見学時に使用していない少年審判廷、家事調停室、科学調査室等を案内している。その他、見学の冒頭に名古屋家庭裁判所の概況説明を行い、希望があれば広報用VTR視聴や、家庭裁判所調査官の講義等を行っている。庁舎見学の申込み時に見学者の希望をあらかじめ聴いて、できるだけ希望に沿う形で行っている。

(委員長)

- ・ 弁護士会から見た家庭裁判所の広報の在り方についてはどうか。

(委員)

- ・ 弁護士会全体としては分からないが、私は弁護士なので、弁護士個人として見た場合、家庭裁判所のイメージとは、家事事件と少年事件とでは異なり、家事事件に対する国民の認識は、比較的身近に感じているようである。個人的には、家事調停委員も兼任している関係上、家庭裁判所が広報を行って家事調停事件が増えたらどうなるのか。現在でも家事調停室の確保が大変なのに、もっと大変になるのではないかと思う。しかし、少年事件については、一般にはあまり知られていないので、非行少年に対する処分が甘いというような否定的な意見もあるように思う。
- ・ 家事事件の広報として見た場合、家事相談があるということだが、家庭裁判所の家事相談については、あまり知られていないので、人員に余裕があるようなら、もう少し広報を行ってもいいのではないか。

(委員長)

- ・ 家庭裁判所が行う相談業務は、あくまでも事件の受付を前提とした手続教示を内容とするものであり、裁判所は中立の立場でなくてはならないことから、一方当事者からのカウンセリング的な相談は行っていないので、その点、誤解を受けることのないようにしなければならないと考えている。

(委員)

- ・ 義務教育の段階で裁判制度等をもっと教えるべきではないかと言われたが、私個人のイメージとしては、裁判制度について教えることは難しい。

教えられるとすれば、小・中学校の総合学習の中で多少できるぐらいではないかと思う。できれば、家庭裁判所の制度を知ってもらうための「学習セット」のようなマニュアルがあれば教えやすいし、興味をもった学校が社会見学に来てくれたり、教育機関が取り上げてくれるのではないかと感じている。また、今は、家庭裁判所委員になっている関係で、新聞記事でも、「家庭裁判所」という字句があると気にして読むようになっている。それは、自分が当事者であるという意識があるからである。活動を行うに当たっては、国民に「自分が当事者である」という意識をもってもらいように働きかけることが必要である。

- ・ 今、家庭裁判所として一番注目を集めているのは成年後見制度だと思う。そこで、現在注目を集めている成年後見制度が絡んだ事件等を通じて、時代に乗ったPR方法があるのではないか。何よりも家庭裁判所というのは、国民の味方であると思ってもらうことが必要であると思っている。しかし、国民から見た家庭裁判所というのは、「お上」という見方で、冷たくあしらわれるような印象がある。たまたま私の知人から「裁判所も見学ができるのか。」と聞かれたことがある。それぐらいPRがうまく伝わっていない。一番言いたいことは、家庭裁判所が「お上」ではなく「国民のためにある」制度だということを理解してもらうためには、義務教育の時代からのPRが大切だということである。

(委員)

- ・ 問題は、国のレベルでどういう日本人を育てたいかということが各省庁の間で具体的な問題として話し合われていないということに尽きる。小学校高学年と中学2年生ころの2回位、家庭裁判所の全容、裁判員制度等の学習時間をもつことを文部科学省と法務省とで話し合い、実行できれば非常に効率よく家庭裁判所に理解のある国民が増えると思う。

(委員)

- ・ 家庭裁判所の職員は、司法のプロだと思うがPRのプロではないと思う。実効性のあるPRを行うためにはある程度その道のプロの力を借りることも必要ではないか。プロを入れることによってインパクトや印象が全く違って来る。模擬審判でも学校の先生方を参加させた上で進めてもよかったのではないか。一度学校側に意見を伺うのも一つの方法ではないかと思う。

(委員長)

- ・ 各委員の意見を伺っていると、義務教育の段階で、家庭裁判所についての教育を行い、司法に対する理解を高めていく方法が必要であるということが伺われた。一般企業の場合に、広告というのは非常に大事な要素になると思うが、家庭裁判所の場合には、広報を行ったとしても、その結果が直接事件処理に現れるということにはならず、その効果が見えにくいところが、難しい。

(委員)

- ・ 国民に制度として利用してもらうために家庭裁判所としてPRに力を入れるというのは分かるが、家庭裁判所があまりに国民に身近になりすぎるのもいかなものか。最近では、国民と弁護士との距離が近くなったように感じるが、国民と裁判所との距離はある程度あった方がよい。家庭裁判所というのは、国民にとってなお怖いイメージを抱かせた方がよいと思うのである。裁判所に行けば問題が解決するということは、裁判所の言うことに重みがあるという一面があるからではないか。

(委員)

- ・ 国民にとって法律というものは、用語一つを取り上げても難解であり、そのことが国民と裁判所との距離を広げる要因となっている。小さいころから法律になじませることが必要である。そのためには、裁判所、検察庁、弁護士会の人件費を社会全体が負担し、法曹関係者が国民全てに対し、関心をもって仕事をするのが大切である。

(委員長)

- ・ 家庭裁判所の相談件数はどの程度あるのか。

(説明者)

- ・ 平成16年の名古屋家庭裁判所管内の家事相談件数は1万6703件で、本庁だけで1万1463件ある。ちなみに、平成16年の本庁管内の調停事件数は7443件である。

(委員)

- ・ もっと、身近なところに家庭裁判所の法律相談をやっているということをもPRしてほしい。

(委員)

- ・ 単に「相談」というと、カウンセラー的なものを想定してしまうが、先ほどの委員長の御説明にもあったとおり、家庭裁判所で行う「相談」は、

手続教示的なものである。その点を明確にしておかないと、家庭裁判所に行って相談をした結果、実際に個別相談でないことが分かり、自分に不利になることを言われると、その話は聞かないという人が多くなり、かえって混乱してしまうのではないか。再三述べているが、やはり、子どもからの教育を通して、家庭裁判所に対する理解を深めてほしい。

(委員長)

- ・ 家庭裁判所の家事相談の実情を説明してもらいたい。

(説明者)

- ・ 私のこれまでの経験でお話しすると、あくまでも手続の紹介であるということを前提に行っている。場合によっては、他の機関を紹介することもある。家庭裁判所の手続になることを念頭に置いて行っている。

(委員)

- ・ 弁護士の法律相談であれば、一番良い方法について具体的に話すことができるが、家庭裁判所としては、種々の手続の紹介にとどまることになる。当事者としては、自分の要望がとおるのかと聞きたくなるだろうが、家庭裁判所としては、「最終的には家事審判官（裁判官）の判断になる。」と対応せざるを得ない。当事者が「こういう手続をやりたい。」と言えば、具体的な手続の説明を行うが、「私は何をしたらいいのか。」という質問に対しては、相手方がいることもあり、話せる内容は限定される。

(説明者)

- ・ 本庁家事部では、昼間に来庁できない人のために、毎週金曜日の午後5時から午後7時まで夜間相談を行っている。

(委員長)

- ・ 形式的な手続教示であれば一件当たり10分程度で終えることは可能と思われるが、当事者の話を十分に聴いた上で、できる限り希望に沿った形での手続の教示を行いたいと考えているので、一件当たり30分から40分程度の時間を要するのが現状である。
- ・ 成年後見説明会というのは、家庭裁判所にとっても大変メリットのある広報であり、家庭裁判所の事務処理を合理化し、審理期間を短縮するということにつながっている。その点について、成年後見説明会を開催した趣旨を説明してもらいたい。

(説明者)

- ・ 民法が改正され、現在の後見制度となった平成12年ころは、本当に必要な申立てをされた方以外にも、本来は申立てが必要でないのに、よく制度を理解されないまま、金融機関から言われて申し立てたという例も多く、事件の受付が大変混乱した。そして、本来、申立てが必要でない事件の当事者への対応等にも大変手間が掛かり、結果として審理期間が大幅に延び、必要的な申立てを行った方に対して大変迷惑を掛けてしまった。そういう反省を踏まえた上で、本来、申立ての必要な方にこの制度を利用していただき、集中した事件処理を行って審理期間もできる限り短縮させることをねらって後見センターを設置した。このことは、前々回の家庭裁判所委員会で紹介させていただいたとおりである。制度利用のなるべく初期の段階で当事者に丁寧な説明を尽くすことが、事後のスムーズな手続につながるということを実務を通して感じている。そのための一環として、成年後見説明会を開催したところである。

(委員長)

- ・ 成年後見事件は全国的に増加しているが、名古屋家庭裁判所では、成年後見センターを創設した結果、新受件数が減り、申立てから審判までの審理期間がそれまでの約半分に短縮された。これは、後見制度についてのPRを行ったり、相談会を開催した結果、本当に必要な申立てがされるようになったという直接的な効果であり、こうした経験を他でも生かしていこうと考えている。
- ・ 裁判官の立場からすると、当事者が制度を十分に理解した上で申立てを行うのと、十分な理解なしに申立てを行うのとでは、その後の対応がかなり違ってくる。事件が増えると、家庭裁判所の事件処理が煩雑になるかという点必ずしもそうではない。当事者が制度を十分に理解し、周到的な準備をして合理的な申立てを行えば、家庭裁判所は集中した適切な審理を行うことができ、それは家庭裁判所のみならず、当事者にとってもプラスとなるものだと考えている。

(委員)

- ・ 最近ではテレビドラマ等で裁判に関するものも多くなっているため、国民はいろいろな知識を得ている。しかし、何処にどのような相談や申立てをすればよいか分からない。家庭裁判所としては、自庁のPRをするだけでなく、司法としてどのようなサービスができるかという観点での広報も行

っていただきたい。